



さんきゅうパパ
プロジェクト

産後8週間以内に休暇をとって子育てしよう!

さんきゅうパパを 応援しよう!

男性の育児休業について

育児休業を取得できます

「配偶者出産休暇」等の特別休暇を取得できる場合もあります

早めに計画を立て、事前に職場の上司や人事担当に相談しておくことが重要です。

詳細は厚生労働省ホームページ「育児・介護休業法について」をご覧ください。 <http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>

さんきゅうパパ しずおか研修会

研修内容

- 妊娠初期から産後の女性の身体と必要なケアについて
- 男性が育休を取得するために職場で準備しておくこと
- 妊娠初期から産後の家事・育児について
- ネットワーク作りのためのグルーブトーク 等

講師

NPO法人ファザーリング・ジャパン ファウンダー/代表理事
一般財団法人1more Baby応援団

安藤哲也氏

産婦人科専門医 医学博士
一般財団法人1more Baby応援団

ソノ ミヒョン
宋 美玄氏

西部 **10/16日**

13:30~16:00

アクトシティ研修交流センター 音楽工房ホール
(浜松市中区板屋町111-1)

東部 **10/20木**

13:30~16:00

プラサ ヴェルデ コンベンションホールB
(沼津市大手町1-1-4)

中部 **10/23日**

14:00~16:30

グランシップ 会議室910
(静岡市駿河区池田79-4)

対象者

- 新米パパ新米ママの方
- 妊娠中および子供をもつ予定の夫婦の方
- 子育て中の部下を持つ企業関係者の方

お問い合わせ

「さんきゅうパパしずおか研修会」事務局 (SBSプロモーション内)
TEL.054-260-6911 (受付時間: 月~金曜日 10:00~17:00 ※土日祝は除く)

お申込方法

FAX(054-280-0215)またはホームページ([さんきゅうパパ しずおか](#))からお申し込みください。

参加者募集中!

参加無料!

さんきゅうパパとは... ママの産後2か月以内のパパの休暇取得を促進していくことを目指しています。

2020年に **80%** が目標

男性には、女性のような産後休業の制度はありませんが、育児休業を取得できるほか、企業によっては「配偶者出産休暇」等の特別休暇を取得できる場合もあります。内閣府では、配偶者の出産後2か月以内に半日又は1日以上(年次有給休暇、配偶者出産時等に係る特別休暇、育児休業等)を取得した男性の割合を、2020年には80%※とすることを目標として、啓発活動を行っています。 ※「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)の数値目標

さんきゅうパパ しずおか

静岡県